

# 入間市立図書館配本サービス

## （配本サービス）

- 1 団体貸出取扱要領に定める配本サービスとは、公立の幼稚園、保育所、学童保育室、小学校、中学校・高等学校のほか、来館に支障のある団体に対し、図書館資料（以下「資料」という。）をまとめて貸し出し、配達すること及びその方法を言う。

## （登録）

- 2 配本サービスを受ける団体は、「入間市立図書館団体貸出取扱要領」に基づき、貸出団体登録を行うものとする。

## （利用申請）

- 3 配本サービスを希望する団体は、資料貸出申請書（別紙）を提出するものとする。

## （資料区分・貸出点数・貸出期間）

- 4 資料区分・貸出点数・貸出期間は、団体貸出取扱要領のとおりとする。

## （不定期利用時の申請時期）

- 5 不定期に配本サービスを希望する場合、資料の使用開始希望日が属する月の前月10日までに資料貸出申請書を提出するものとする。

## （配本日程）

- 6 配本は、基本的に月1回とし、毎月の日程は、配本カレンダー（別紙）のとおりとする。但し、特別な事情がある場合は、この限りではない。

## （資料の返却）

- 7 団体は、配本の際に同梱された貸出資料リストと実物を照合のうえ返却するものとする。但し、特別な事情がある場合は、この限りではない。

## （資料の管理）

- 8 貸出資料の管理は、団体貸出取扱要領のとおりとする。

## （資料の弁償）

- 9 貸出資料を紛失した場合は、団体貸出取扱要領のとおりとする。